

令和8年8月28日

売買春に係る規制の在り方検討会

委員長 北川佳世子 様

委員 各位

性売買経験当事者ネットワーク灯火

取りまとめ報告書(案)に対する意見書

私たちは、**性売買・性風俗産業において買われた経験を持つ当事者で結成する団体**です。今般、売春防止法の改正について検討が進められるにあたり、当事者としての経験と性売買の実態を踏まえ、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1. 「売春」「買春」という言葉を改め、性売買の実態を正しく捉えてください

私たちは「春」など売っていません。

この言葉が帯びているのは、性を買う側にとっての一時の遊興や快楽の響きです。このような欺瞞的な言葉を使いながら、**性を買われる側の苦痛**を語ることはできません。この語を無造作に使い続けると自体が、議論の視点が性を買う側と周囲の社会に置かれ、買われる側には置かれていないことを示しています。

性売買の現場で売る側が経験するのは、見知らぬ人に身体を差し出し、人格のないモノのように扱われ、心身への侵襲に耐え続けることです。それを「春」という言葉で覆えば実態は見えなくなります。

私たちは、今後、法令や行政文書において「**性売買**」「**性購買**」「**性購買者**」「**性を買う側・買われる側・売る側**」といったより公平な言葉を用いることを求めます。

2. 保護法益を、風紀から性を買われる側の人権と尊厳へ転換してください

私たちは、性売買に関する法制度の保護法益を、風紀や公衆への迷惑から、性を買われる側の人権と尊厳へ転換することを求めます。そもそも、今回の検討に至った国会審議では、性を買う側に処罰規定を設けるかという問題とともに、現行法が何を守るための法律なのかが問われていました。

2025 年 5 月 28 日の衆議院内閣委員会において、法務省は、現行法第 5 条が性売る側の勧誘等を処罰する理由について、それらが「社会の風紀を乱し、公衆に迷惑を及ぼす」ためであると説明しました。これに対し、緒方林太郎議員は、同条が性を買われる側の人権、尊厳及び身体を守る規定になっていないことを指摘しました。そして、**現行の保護法益を維持したまま、性を買う側への処罰規定を付け加えるだけでは法制度として整合させることが困難であり、何を守る法律なのかを根本から見直す必要があると提起しました。**

同年 11 月 11 日の衆議院予算委員会では、緒方議員がこの議論を踏まえ、性を買う側に対する処罰の可能性を具体的に検討するよう求めました。これを受け、高市内閣総理大臣は、性売買に係る規制の在り方について必要な検討を行うよう法務大臣に指示しました。さらに、法務大臣は 2026 年 2 月 10 日の記者会見で、この指示を踏まえて本検討会を開催すると説明しています。

したがって、本検討会に求められていたのは、性売る側と買う側の処罰の形式的な不均衡を整えることだけではありません。**性売買を風紀や公衆への迷惑の問題として扱ってきた法制度そのものを見直し、性を買われる側の人権と尊厳を守る制度へ転換することだったはずです。**

しかし、取りまとめ報告書（案）と検討会議事録では、性道德、善良な風俗、公衆への迷惑、地域の景観などが繰り返し論じられる一方、この根本的な問いに対する明確な方向性は示されていません。保護法益を従来そのままにして、性を買う側の勧誘等にも規制を設けるだけでは、性を買われる側の人権を守る法律への転換にはなりません。

何を守る法律とするのかは、**性売買の当事者が置かれてきた実態**を知らずに決めることはできません。性売買に至るまでの背景、現場で受ける行為と心身への影響、辞めたいと思っても離れられない事情、取締りが安全や支援へのアクセスに及ぼす影響について、現在性売買の状況にある人及びすでに離れた人から十分に聞き、調査した上で検討してください。その実態に立脚し、**人の尊厳、身体の安全、性的搾取からの自由及びジェンダー平等を、法律の中心的な保護法益として明記してください。**

3. 性売買を容認せず、性を買う側と利益を得る第三者の責任を明確にしてください

私たちは、性売買において買われた経験を持つ当事者として、性売買を社会の中に存在して当然のものとして容認する立場にはありません。

性売買が成り立つのは、お金を払って他人の性を買おうとする人と、その取引を仲介し利益を得る人や業者がいるからです。一方、性を買われる側は、その場で起きる**暴力や健康被害、妊娠、感染症、そして長く残る精神的な傷など、大きな危険と負担**を引き受けます。現行制度は性売る側を処罰することで、性売買を成立させ利益を得ている側ではなく、そこで最も傷つけられる側に責任を負わせています。

性売買に至る背景には、貧困、家庭環境、虐待や性暴力、孤立、障害、雇用上の困難など、さまざまな社会的・経済的要因があります。外から見れば「**本人が選んでいる**」ように見える場合であっても、**その選択肢がどのような状況の中で「選ばれた」のかを見なければなりません。**

そして、一度性売買に入った人が、単に本人の意思だけでそこから離れられるとは限りません。多くの性売る人は、社会的・経済的な困難に際して**様々な支援からこぼれ落ち、他の選択肢を奪われてきた**結果として、性売買にたどり着いています。生活費や住居の問題、債務、他の仕事への移行の難しさ、周囲との関係、精神的な負担、社会的なスティグマなど、複数の事情が重なり「**辞めたい**」**と思っても辞められない**状態が現実存在します。

そのような状況にある人に対して、「本人が選択しているのだから、その意思を尊重すればよい」と放置することは、当事者が置かれている困難を個人の自己責任へと押し戻すことになりかねません。ましてや処罰対象とすることは、被害の申告や支援へのアクセスを妨げ、困窮と孤立を深める後押しになります。

新たな法制度には、**売る側を非処罰とし、買う側及び他者に性売らせることで利益を得る側の責任を明確にする**とともに、**性売買から離れたいと望む人が実際に離れることのできる社会的・経済的基盤を保障し、最終的には性売買の市場そのものを縮小していく**ことを求めます。

4. 新たな法制度に求める事項

以上を踏まえ、性売買を容認せず、性を買われる側の人権と安全を保障するとともに、性購買者及び他者の性売買から利益を得る者に責任を負わせる法制度へ転換するため、次の事項を求めます。

(1) 性売る側の完全な非処罰化

性売買を行ったことや、そのために客を待ち、勧誘したことを理由として、売る側を刑事罰その他の制裁の対象としないことを明確な原則とするよう求めます。

非処罰化の対象を「強制された人」や「被害者と認定された人」に限定してはなりません。「自発性」の有無を行政や捜査機関が選別する仕組みを残せば、犯罪者とされることを恐れる当事者は、被害を申告し、支援を求めることができなくなります。また、「保護」の名の下に当事者を一方的に管理・矯正する制度とせず、その意思と尊厳を尊重した支援を基本としてください。

(2) 性買う側の責任明確化と処罰

性売買の需要を生み出す買う側の責任を明確にし、実効性のある規制及び処罰の対象とするよう求めます。

性購買者については、相手方の年齢、生活状況、性売買に至った経緯その他の背景を問わず、対価を支払って他者に性的行為を求めたことそのものを、原則として処罰の対象としてください。「自発的だと思った」ことや、相手の背景を知らなかったことを免責の理由としてはなりません。

その上で、未成年者、障害者、貧困その他の事情により特に脆弱な立場に置かれている人を相手とした場合や、暴行、脅迫、欺罔、依存関係の利用その他の手段によって性的行為を行った場合には、性購買者に対する加重処罰を設けることを検討してください。

(3) 脱性売買支援の権利としての保障

性売買から離れることを希望する者が、実際に離れ、その後の生活を再建できるよう、必要な生活基盤と支援を公的に保障してください。住居、生活保障、医療・心理支援、債務問題への対応、就労、教

育、法律相談等を含む包括的かつ継続的な支援を、国及び地方公共団体の責任として制度化してください。

(4) 性売買から利益を得る第三者への規制と利益の回収

斡旋、管理、勧誘、広告その他の方法により、他者の性売買から経済的利益を得る者の責任を明確にし、店舗型・無店舗型、スカウト、オンライン上の仲介・広告等を含め、現在の実態に対応した規制を求めます。性売買によって第三者が得る膨大な利益を没収・追徴し、その財源を(3)の脱性売買支援に活用することを提案します。

(5) スティグマ及び二次被害の防止

現行制度は、性を売る側を、権利を侵害された者ではなく「風紀を乱す者」「取締りの対象」として扱ってきました。そのため、当事者が警察や行政に相談すれば責められたり処罰されたりするのではないかと恐れ、福祉や医療を含む必要な支援を求めることをためらう状況が生じています。

性売買を当事者の選択としてではなく、社会構造やジェンダー差別のなかで起きる暴力として位置づけ、売る側の当事者を処罰・排除の対象から、人権と安全を保障される権利主体へと転換してください。その上で、性売買経験を理由として、警察、司法、行政、福祉、医療等において差別又は不利益を受けることのないよう、必要な制度整備及び関係機関への研修を行ってください。

(6) 政策形成への当事者参画及び継続的な実態調査

現在性を売る状況にある者のみならず、すでに性売買から離れた者、離れることを希望する者など、多様な当事者の声を聞き、政策形成及び制度評価に継続的に反映してください。当事者の言葉の表面だけに着目するのではなく、性売買に至る背景、暴力や健康被害、経済状況、参入・離脱の実態、性購買者と事業者の実態、取締りが当事者の安全や支援へのアクセスに及ぼす影響等について、国による継続的な調査を求めます。

5. 誰もが性を売らずに生きられる社会を保障してください

私たちが求めているのは、性売買を経験した人への新たな処罰やスティグマではありません。売る側を罰するのではなく、買う側及び他者の性売買から利益を得る側の責任を問い、同時に、性を売らなくても生きていくことのできる社会的・経済的な選択肢を保障することを求めます。新たな法制度が、**人の尊厳と安全**を中心に据え、性売買を個人の自己責任に帰するのではなく、**性を買う需要、ジェンダー及び経済的な不平等、並びに性売買を生み出し維持する社会構造そのもの**に向き合う法制度となることを強く要望いたします。

以上